

- 3、協会の名において詐欺又は極端な営利目的の行為に及ぶこと、但し歌謡関係の職業者・歌謡教室の主宰者が協会会員の名を語り又は協会の看板等を掲示する程度の事は何等これを妨げない。
- 4、協会の名誉を毀損し、又地域の融和を損なう行為を行うこと。

(支部の取り消し処分)

- 第 4 条 ① 次の各号に該当する場合、支部としての扱いを取り消す場合がある、この場合は理事会を開催し委任状も含めた理事の3分の2以上の議決を要する。
- 1、本会則に著しく抵触し、亦は本部の決定事項に従わないとき。
 - 2、当該支部の存在が協会の融和・運営に重大な支障を期す場合。
 - 3、前条②号の禁止事項を無視し、且つ本部よりの忠告に対し改善の情が見定められない場合。
 - 4、支部費の納入がなされない場合。